

令和2年4月1日より、『中津市スポーツ、福祉、医療及び教育文化等大会開催補助金』の申請方法が変わります。

【改正前】

大会・合宿等の終了から30日後までに申請手続き



【改正後】

大会・合宿等の開催日の7日前までに申請手続き

<変更の理由>

当補助金は予算の範囲で補助事業を実施しているため、年度末に行われる大会等は、実施までに補助金交付額が当初予算額を超えた場合、補助金交付申請を受け付けることが出来ない可能性があるため、大会の実施が決定した時点で申請できるように、事前申請へ変更します。

(新しい申請の流れ)

- (1) 補助金申請【大会等の開催日の7日前まで】
- (2) 交付決定（もしくは不決定）
- (3) 大会・合宿等の実施
- (4) 実績報告・請求【大会終了後30日以内】
- (5) 支払

申請手続きの変更に伴い、申請・実績報告の提出書類も、一部変わります。

- (1) 補助金申請
 - ・ 交付申請書
 - ・ 事業計画書（大会・合宿の概要が分かるもの）
 - ・ 収支予算書
 - ・ 市税納付状況確認承諾書
- (2) 実績報告・請求
 - ・ 実績報告書
 - ・ 収支決算書
 - ・ 実施結果が分かるもの（写真、大会結果など）
 - ・ 宿泊証明書
 - ・ 団体構成員の住所地が確認できる書類（様式任意）
 - ・ 請求書
 - ・ 委任状（申請者と振込先名義が異なる場合のみ必要）

※ 事前申請へ変更となったため、申請時の宿泊人数が予定人数へとなります。宿泊者数が増えた場合、交付決定額と支払額が異なる額となる可能性があります。大幅に人数が増える場合は、分かり次第、連絡をお願い致します。